

事務事業名		認知症高齢者在宅支援事業			会計	一般会計		事業種別		政策	開始	21	終了			
H27担当課等名		長寿支援課		H27係等名	長寿支援係		H26係等名		長寿支援係							
基本計画上の位置づけ		政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり			施策	35	高齢者福祉の推進							
目的	対象(誰・何を)	介護保険の支給限度額内では在宅生活を維持できない人						対象指標	指標名及び単位		26年度数値					
	意図(どういう状態にするか)	在宅での介護を受けた生活を維持する。							介護保険の支給限度額内では在宅生活を維持できない人		20					
	向上させたい上位施策の成果指標	安心して暮らせる高齢者の割合							介護保険の支給限度額内では在宅生活を維持できない人		20					
目標	種別	指標名及び単位				26年度計画	26年度実績	27年度計画	28年度見込み	備考(指標変更など)						
	成果指標	サービスの提供を受けた高齢者数/介護保険の支給限度額内では在宅生活を維持できない人*100				50	70	60	70							
	成果指標	他の手段で問題解決が図られた高齢者数/介護保険の支給限度額内では在宅生活を維持できない人*100				50	30	38	30							
定性目標																
事業概要		<p>1 介護保険該当者で介護保険の支給限度額内では在宅生活を維持できない人に対して、限度額を超えてヘルパーを派遣する。サービスの内容は、介護保険の訪問介護と同等のサービス(生活援助、身体介護)。提供回数は、原則1日1回以内。</p> <p>2 介護保険該当の認知症高齢者で、介護保険の支給限度額内では重度化の予防が困難である者に対し、限度額を超えて通所介護サービスを提供する。サービスの内容は、介護保険の訪問介護と同等のサービス。提供回数は、原則1月4回以内。</p>														
26年度事業内容		事業内容					名称					活動指標				
26年度事業内容		<p>1、介護保険該当者で独居高齢者、高齢者世帯で、支給限度額内では在宅生活が維持できない人に対して限度額を超えてヘルパーを派遣する。サービス内容は生活援助、身体介護に分けられる。1日1回以内とする。介護高齢課を相談窓口とし、ケアマネ同行で自宅を訪問し該当したら申請用紙を提出してもらおう。利用者負担金は収入により異なる。</p> <p>2、介護保険該当者の認知症の独居、高齢者世帯で、介護保険の支給限度額では認知症の重度化の予防が困難である者に対して、限度額を超えて通所介護サービスを提供する。回数は1ヶ月4回以内とする。介護高齢課を相談窓口とし、ケアマネ同行で自宅訪問し決定する。</p>					<p>1 (1) 相談件数 (2) サービス提供者数 (3) 利用回数 (4) 家事援助 (5) 身体介護</p> <p>2 (1) 相談件数 (2) サービス提供者数 (3) 利用回数</p>					<p>1 (1) 12人 (2) 8人 (3) 1,273回 (4) 503回 (5) 770回</p> <p>2 (1) 4件 (2) 2人 (3) 60回</p>				
事業コスト		25年度決算額	26年度予算額	26年度決算額	27年度予算額	特定財源内訳、補足										
事業費計(千円)①		3,040	5,326	3,909	5,326	(そ) 老人ホームヘルプサービス負担金										
国庫支出金																
県支出金																
起債																
その他		214	304	383	304											
一般財源		2,826	5,022	3,526	5,022											
人件費計(千円)②		86		247												
正規職員所要時間		24		60												
臨時職員所要時間				30												
総事業費①+②		3,126	5,326	4,156	5,326											
事業内容・目標達成状況の振り返り		相談を受けた中には対象外のケースがあったが、対象者では限度額をかなり超過していたのでサービス利用し、在宅での生活が継続できた。														
改革改善の考え方	①問題点	制度適用の基準の明確化														
	②改革提案	制度を利用するにあたり、適用基準がはっきりしていないため限度額等について検討する。														